予防接種法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

\supset	\bigcirc	
	予防接種法施行令	
i 杂定の患者こすと	(昭和二十三年政令	
の医療こ関するも	1和二十三年政令第百九十七号)	
ム聿等の一部を次下	(抄) (本則関係)	
する去聿の一部の布	•	
を行こ半う関系女令		
の整備等こ男	•	
ナ	• 1	

存政人 0 惠 備 等

1

12

	Hib感染症	(略)	疾病	その他厚生労働省令で定め	感染症にあっては	かかったことのあ	それぞれ同表の下	を含む。)の政令で定める者は、	読み替えられる場合を含む。	正する法律(平成三年法律第6十万	三三 去 書写 三 六 げる疾病とし、同	第三条 法第五条第	(市町対長が予坊)	ウイルス原染症(沙タ	年法律第九	症の患者に対する	染症(高齢者がか	第二条 法第二条第三項第一(政令で定めるB類疾病)	改
労働省令で定めるワク	生後二月から、生後	(略)	予防接種	「令で定める者を除く。	、当該疾病にかか	る者(インフルエ	下欄に掲げる者(当該京	同表		正する法律(平成二十五年法律第八号)以三年法律第百十万号)附則第三条第一項		一項の政令で定める疾	単を行う疾病及	おにおして 単に		に対する医療に関する法律等の	かかるものに限る。)	法第二条第三項第三号の政令で定める疾病は、で定めるB類疾病)	正
クチンの種類ごとに厚	九十月までの間で厚生		の対象者)とする。	ったことのある者を除く。)	ンザ又は新型コロナウイルス	該疾病にかかっている者又は	の上欄に掲げる疾病ごとに	の規定により読み替えられる場合	附則第七条の規定により (予防接種治の一音を改	(予方妾重去)を改正する法律	疾病は、次の表の上欄に掲っての対象に	びその対象者)	- 휧 生 こ け ウ イ ル ブ 愿 染 症	いた道に「近型なった」 とないに 附則第二条第一項に規定する新型コロナ	の一部を改正する法律(令)及び感染症の予防及び感染	とめる疾病は、肺炎球菌感	案
				め	ン	カゝ						第三条			- 1 /			第二条(政	
	Hib感染症	(略)	疾	める者を除	ンザにか	かったこ	それぞれ同	を含む。	読み替えら	正する法律	三手去津穹げる疾病と	条言	市町				染 症	条政令	
	<i></i> √ <i>H</i> .			· 	か	/ <u>C</u>	<i>₹1</i>	$\overline{}$	えら	法律	財病	法本	付 匡				(高齢	法管定	꾸다
	柴症		病	く。)	カュ		表	$\overline{}$	えられる場	\sim E		法第五条第	町対長が予坊				(高齢者がか	条 法第二条第 政令で定めるB	現
ある者		(略)	病	で除く。)とする。	カュ		表	$\overline{}$	えられる場合を含む	(平成二十	日、同項(法第五条第一項の政権野が予修者を行	対長が予防接重を行				(高齢者がかかるもの		現
ある者		(略)	予防	く。)	カュ		表の下欄に掲げる者)の政令で定める者は、	えられる場合を含む。)の知	(平成二十	日、同項(法第五条第一項の政令で定場本事が下降技術を行う形式	対長が予坊妾重を行う疾病な				(高齢者がかかるものに限る。		現
ある者		(略)	予	く。)	カュ		表の下欄に掲げる者)の政令で定める者は、同表の上	えられる場合を含む。)の規定により	(平成二十五年法律第八号)百十万号)附具第三条第一項	ヨード号) 対川第三条第一し、同項(予防接種法の一	五条第一項の政令で定めるが、別指権を行う。別指権を行うの	対長が予坊妾重を行う矣靑及びその対				者がかかるものに限る。		現
一ある者		(略)	予防接種の対	く。)	カュ	にことのある者(インフルエンザにあっては、	表の下欄に掲げる者(当該疾病にかか)の政令で定める者は、同表の上	えられる場合を含む。)の規定により読み替	(平成二十五年法律第八号)百十万号)附具第三条第一項	ヨード号) 対川第三条第一し、同項(予防接種法の一	五条第一項の政令で定めるが、別指権を行う。別指権を行うの	対長が予坊妾重を行う疾病及びその対象者)				(高齢者がかかるものに限る。) とする。		
ある者	^{梁症} │ 生後二月から <u>生後六十月</u> に至るまでの間に	(略)	予防接種の	く。)	かかったことのある者を除く。) その他厚生労働省令で定	とのある者(インフルエンザにあ	表の下欄に掲げる者)の政令で定める者は、	れる場合を含む。)の規定に	(平成二十	百二六号)対川第三条第二頁(そ方接重坛し、同項(予防接種法の一部を改正する法	五条第一項の政令で定める疾病は、次の表の上が『防封和を行』が帰及てその文章者	対長が予坊妾重を行う疾病及びその対象者)				者がかかるものに限る。		現行

	生労働省令で定める月に至るまでの間にあ
	る者
(略)	(略)
肺炎球菌感染症	一 六十五歳の者
(高齢者がかか	二 六十歳以上六十五歳未満の者であって
るものに限る。	、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障
)	害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫
	の機能の障害を有するものとして厚生労
	働省令で定めるもの
新型コロナウイ	一六十五歳以上の者
ルス感染症	二 六十歳以上六十五歳未満の者であって
	、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障
	害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫
	の機能の障害を有するものとして厚生労
	働省令で定めるもの
、「耳りをりこ間	

別の事情がなくなった日から起算して一年)を経過する日までの受けることができなかったと認められるものについては、当該特 で定める特別の事情があることにより当該特定疾病に係る定期の 予防接種を受けることができなかったと認められるものについ 厚生労働省令で定めるものにかかったことその他の厚生労働省令 該掲げる者であった間に、 のある者その他厚生労働省令で定める者を除く。)であって、当 て「特定疾病」という。)についてそれぞれ同表の下欄に掲げる であった者 ンザ及び新型コロナウイルス感染症を除く。 当該特別の事情がなくなった日から起算して二年(肺炎球菌 (高齢者がかかるものに限る。) に係る定期の予防接種を の表の上欄に掲げる疾病 (当該特定疾病にかかっている者又はかかったこと 長期にわたり療養を必要とする疾病で (ロタウイルス感染症、 以下この 項におい インフル 7

2

(新設) (新設)	(略)	
	省令で定めるもの として厚生労 機能の障害を有するものとして厚生労	

2 に限る。 なかったと認められるものについては、 とにより当該特定疾病に係る定期の予防接種を受けることができ 期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものに で定める者を除く。)であって、当該掲げる者であった間に、長にかかっている者又はかかったことのある者その他厚生労働省令 0 起算して一年)を経過する日までの間 認められるものについては、 かかったことその他の厚生労働省令で定める特別の事情があるこ ル 0 た日から起算して二年 いてそれぞれ同表の下欄に掲げる者であった者(当該特定疾病 エンザを除く。 前 項の)に係る定期の予防接種を受けることができなかったと 表の上欄に 以下この項において「特定疾病」という。 掲げる疾病 (肺炎球菌感染症 当該特別の事情がなくなった日から (ロタウイルス感染症及び (厚生労働省令で定める特 当該特別の事情がなくな (高齢者がかかるもの インフ

病に係る法第五条第一項の政令で定める者とする。 定める年齢に達するまでの間にある場合に限る。)、当該特定疾間(厚生労働省令で定める特定疾病にあっては、厚生労働省令で

防接種に係る医療手当)(A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予

に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号が十一条 法第十六条第一項第一号の規定による医療手当は、月を

- 。)を受けた日数が三日以上の場合 三万八千九百円 医療(同項第五号に規定する医療に伴うものを除く。以下同じ その月において前条第一項第一号から第四号までに規定する
- の場合 三万六千九百円 その月において前号に規定する医療を受けた日数が三日未満
- 数が八日以上の場合 三万八千九百円 との月において前条第一項第五号に規定する医療を受けた日
- の場合 | 三万六千九百円| 四 | その月において前号に規定する医療を受けた日数が八日未満
- | 19円とする。 | の月分の医療手当の額は、前項の規定にかかわらず、三万八千九| の月分の医療手当の額は、前項の規定にかかわらず、三万八千九| 医療と同項第五号に規定する医療とを受けた場合にあっては、そ2 同一の月において前条第一項第一号から第四号までに規定する

防接種に係る障害児養育年金)(A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予

π十二条 (略)

2 法第十六条第一項第二号の規定による障害児養育年金の額は、

令で定める者とする。にある場合に限る。)、当該特定疾病に係る法第五条第一項の政定疾病にあっては、厚生労働省令で定める年齢に達するまでの間

的接種に係る医療手当)
(A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予

に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号第十一条 法第十六条第一項第一号の規定による医療手当は、月を

- 。)を受けた日数が三日以上の場合 三万七千八百円医療(同項第五号に規定する医療に伴うものを除く。以下同じその月において前条第一項第一号から第四号までに規定する
- の場合 三万五千八百円 その月において前号に規定する医療を受けた日数が三日未満
- 数が八日以上の場合 三万七千八百円 その月において前条第一項第五号に規定する医療を受けた日

の場合 三万五千八百円 四 その月において前号に規定する医療を受けた日数が八日未満

防接種に係る障害児養育年金)(A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予

態は、別表第一に定めるとおりとする。第十二条 法第十六条第一項第二号の政令で定める程度の障害の状

2 法第十六条第一項第二号の規定による障害児養育年金の額は、

次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。 のイ又は口に掲げる区分に従い、それぞれイ又は口に定める額 とにより障害の状態にある者を養育する者に支給する場合 法第九条第一項に規定する特定 B類疾病に係る臨時の予防接 (以下「特定B類疾病臨時予防接種」という。) を受けたこ (以下この条において「一級障害児」という。)を養育する 別表第一に定める一級の障害の状態にある十八歳未満の者

者に支給する場合 (以下この条において「二級障害児」という。)を養育する 別表第一に定める二級の障害の状態にある十八歳未満の者 百三万八千円

者に支給する場合

百二十九万八千四百円

従い、それぞれイ又は口に定める額 前号に掲げる場合以外の場合 次のイ又はロに掲げる区分に

一級障害児を養育する者に支給する場合 百六十六万九千

四百円 二級障害児を養育する者に支給する場合 百三十三万四

3

4 一級障害児を養育する者に支給

する場合は八十五万四千四百円とし、二級障害児を養育する者に前項に規定する介護加算額は、一級障害児を養育する者に支給 支給する場合は五十六万九千六百円とする。

5

次の各号に掲げる区分に従い、 とにより障害の状態にある者を養育する者に支給する場合 イ又は口に掲げる区分に従い、それぞれイ又は口に定める額 法第九条第一項に規定する特定B類疾病に係る臨時の予防接 者に支給する場合 (以下「特定B類疾病臨時予防接種」という。) を受けたこ (以下この条において「一級障害児」という。)を養育する 別表第一に定める一級の障害の状態にある十八歳未満の者 百二十五万八千八百円 当該各号に定める額とする

者に支給する場合 (以下この条において「二級障害児」という。)を養育する 別表第一に定める二級の障害の状態にある十八歳未満の者 百万六千八百円

口

従い、それぞれイ又は口に定める額 前号に掲げる場合以外の場合 次のイ又はロに掲げる区分に

1 六百円 一級障害児を養育する者に支給する場合 百六十 一万七千

ロ 二級障害児を養育する者に支給する場合 六百円 百二十九万三千

3 合は、 害の状態にある十八歳未満の者(以下「障害児」という。)であ ものに入所又は入院をしていないものを養育する者に支給する場 障害児入所施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定める って児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)にいう医療型 を加算した額とする 前項の規定による障害児養育年金の額は、 同項の規定にかかわらず、同項に規定する額に介護加算額 別表第一に定める障

4 支給する場合は五十六万四千二百円とする。 する場合は八十四万六千二百円とし、二級障害児を養育する者に 前項に規定する介護加算額は、 一級障害児を養育する者に支給

5 障害児について、予防接種を受けたことによる障害に関し、 特

防接種に係る障害年金 A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予

- 2 号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。 法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の額は、 次の各
- ある者に支給する場合 それぞれイからハまでに定める額 特定B類疾病臨時予防接種を受けたことにより障害の状態に 次のイからハまでに掲げる区分に従い
- (以下「一級障害者」という。) に支給する場合 (以下「一級障害者」という。) に支給する場合 四百十五別表第二に定める一級の障害の状態にある十八歳以上の者
- 口 (以下「二級障害者」という。) に支給する場合 一万二千八百円 (以下「二級障害者」という。) に支給する場合 「三百三十別表第二に定める二級の障害の状態にある十八歳以上の者
- (次号ハにおいて「三級障害者」という。) に支給する場合 |百四十九万千二百円 別表第二に定める三級の障害の状態にある十八歳以上の者
- 分に従い、それぞれイからハまでに定める額 前号に掲げる場合以外の場合 次のイからハまでに掲げる区

除して得た額とする。 各年に支給される特別児童扶養手当又は障害児福祉手当の額を控 算定した額から同号の規定による障害児養育年金の支給期間中の 育年金の額は、 給されるときは、 別児童扶養手当等の支給に関する法律 十四号)の規定により特別児童扶養手当又は障害児福祉手当が支 前三項の規定にかかわらず、前三項の規定により 法第十六条第一項第二号の規定による障害児養 (昭和三十九年法律第百三

防接種に係る障害年金 (A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予

第十三条 態は、 別表第二に定めるとおりとする。 法第十六条第一項第三号の政令で定める程度の障害の状

- 2 号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。 法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の額 特定B類疾病臨時予防接種を受けたことにより障害の状態に 次の各
- ある者に支給する場合 それぞれイからハまでに定める額 次のイからハまでに掲げる区分に従い
- 四千八百円 (以下「一級障害者」という。) に支給する場合 (以下「一級障害者」という。) に支給する場合 四百二万別表第二に定める一級の障害の状態にある十八歳以上の者
- (以下「二級障害者」という。) に支給する場合 万八千四百円 別表第二に定める二級の障害の状態にある十八歳以上の者 三百二十
- (次号ハにおいて「三級障害者」という。) に支給する場合 別表第二に定める三級の障害の状態にある十八歳以上の者 一百四十 一万四千四百円
- 分に従い、それぞれイからハまでに定める額 前号に掲げる場合以外の場合 次のイからハまでに掲げる区

(略) (略) 三級障害者に支給する場合 三百二十万二千八百円口 二級障害者に支給する場合 四百二十七万二千円口 二級障害者に支給する場合 五百三十四万円イ 一級障害者に支給する場合 五百三十四万円

3

千六百円とする。十五万四千四百円とし、二級障害者に支給する場合は五十六万九4 前項に規定する介護加算額は、一級障害者に支給する場合は八

5 (略)

ロ 二級障害者に支給する場合 四百十三万八千八百円イ 一級障害者に支給する場合 五百十七万五千六百円

ハ 三級障害者に支給する場合 三百十万四千四百円

3

- 定する額に介護加算額を加算した額とする。ないものに支給する場合は、同項の規定にかかわらず、同項に規類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所又は入院をしていであって、児童福祉法にいう医療型障害児入所施設その他これに前項の規定による障害年金の額は、一級障害者又は二級障害者
- 千二百円とする。十四万六千二百円とし、二級障害者に支給する場合は五十六万四十四万六千二百円とし、二級障害者に支給する場合は八前項に規定する介護加算額は、一級障害者に支給する場合は八

4

5 金の額は、 等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号) 福祉手当若しくは特別障害者手当が支給されるとき、 当等の支給に関する法律の規定により特別児童扶養手当、 当の額若しくは福祉手当の額又は障害基礎年金の額の百分の四十 される特別児童扶養手当、 年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第三十条の四の規定に 十七条第一項の規定により福祉手当が支給されるとき、 に相当する額を控除して得た額とする した額から同号の規定による障害年金の支給期間中の各年に支給 よる障害基礎年金が支給されるときは、 いて、予防接種を受けたことによる障害に関し、 法第十六条第一項第三号の規定による障害年金を受ける者につ 前三項の規定にかかわらず、 障害児福祉手当若しくは特別障害者手 前三項の規定により算定 同号の規定による障害年 特別児童扶養手 国民年金法 又は国民 附則第九

死亡一時金)

略

(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者 |第十七条 法第十六条第一項第四号の政令で定める遺族は、配偶者 |

2·3 (略)

定める額とする。 死亡一時金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に

4

い、それぞれイ又は口に定める額 第二項第一号に掲げる場合 次のイ又は口に掲げる区分に従

第二項第一号イに掲げる者に支給する場合

三千六百三十

万円 第二項第一号ロに掲げる者に支給する場合 二千七百二十

万円

に限る。 により死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者る。ただし、配偶者以外の者にあっては、予防接種を受けたことを含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とす

げる区分に従い、当該各号に定める順序とする。 死亡一時金を受けることができる遺族の順位は、次の各号に掲

2

者のうちにあっては、それぞれイ及びロに掲げる順序)遺族に支給する場合。次のイ及びロの順序(イ及びロに掲げる特定B類疾病臨時予防接種を受けたことにより死亡した者の

、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の死亡の当時その者によって生計を維持していた配偶者、子の死亡の当時その者によって生計を維持していた配偶者、子特定B類疾病臨時予防接種を受けたことにより死亡した者

ローイに該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉の一人士・子・神の士のであり

妹

二 前号に掲げる場合以外の場合 前項に規定する順序

できる先順位又は同順位の者を故意に死亡させた者は、死亡一時なるべき者を故意に死亡させた者及び死亡一時金を受けることが亡によって死亡一時金を受けることができる先順位又は同順位と3 予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡前にその者の死

定める額とする。
4 死亡一時金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に金を受けることができる遺族としない。

い、それぞれイ又はロに定める額 第二項第一号に掲げる場合 次のイ又はロに掲げる区分に従

----- 第二項第一号ロに掲げる者に支給する場合 二千六百四十

万円

5 6 第二項第二号に掲げる場合 (略) 四千六百七十万円

5 金の支給を受けた期間の区分に応じて同表の下欄に掲げる率を乗 項に規定する額に次の表の上欄に掲げる同号の規定による障害年の支給を受けたことがあるときは、前項の規定にかかわらず、同 より死亡した者が法第十六条第一項第三号の規定による障害年金 前項の規定による死亡一時金の額は、 第二項第二号に掲げる場合 四千五百三十万円 予防接種を受けたことに

法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の支じて得た額とする。
給を受けた期間
一年未満
一年以上三年未満
三年以上五年未満
五年以上七年未満
七年以上九年未満
九年以上十一年未満
十一年以上十三年未満
十三年以上十五年未満
十五年以上十七年未満
十七年以上
· 一、

6 場合における各人の死亡一時金の額は、 で除して得た額とする。 に該当する場合には、 死亡一時金を受けることができる同順位の遺族が二人以上ある 同項の規定により算定した額) 第四項の額 をその人数 (前項の規定

防接種に係る葬祭料 (A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予

第十八条 十一万二千円とする。 法第十六条第 項第五号の規定による葬祭料の額は、

第十八条 法第十六条第一項第五号の規定による葬祭料の額は、

(A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予

十一万五千円とする。

防接種に係る葬祭料)

- 8

(B類疾病に係る定期の予防接種に係る障害年金)

第二十一条 (略)

三千六百円 二 別表第二に定める二級の障害の状態にある者 二百三十七万

(遺族年金)

第二十四条 (略)

2 4 (略

(B類疾病に係る定期の予防接種に係る障害年金)

2 法第十六条第二項第三号の規定による障害年金の額は、次の各状態は、別表第二(三級の項を除く。)に定めるとおりとする。第二十一条 法第十六条第二項第三号の政令で定める程度の障害の

五千二百円 一別表第二に定める一級の障害の状態にある者 二百八十七万号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

| 別表第二に定める二級の障害の状態にある者 ||二百二十九万|||---||

(遺族年金)

九千二百円

の当時その者によって生計を維持していたものとする。
弟姉妹であって、予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡けることができる遺族は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄第二十四条 法第十六条第二項第四号の政令で定める遺族年金を受

死亡の当時その者によって生計を維持していた子とみなす。向かって、その子は、予防接種を受けたことにより死亡した者のった子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に2 予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時胎児であ

る順序による。
る順序による。
造族年金を受けることができる遺族の順位は、第一項に規定する。

控除して得た期間を限度として支給するものとする。 を受けた期間(その期間が七年を超えるときは、七年とする。)を害年金の支給を受けたことがある場合には、十年からその支給をことによる障害について法第十六条第二項第三号の規定による障予防接種を受けたことにより死亡した者が当該予防接種を受けた 遺族年金は、十年を限度として支給するものとする。ただし、

6 5 9 遺族年金の額は、 二百五十九万四千四百円とする。

5 遺族年金の額は、 二百五十一万四千円とする。

- 6 合における各人の遺族年金の額は、 遺族年金を受けることができる同順位の遺族が二人以上ある場 前項の額をその人数で除して
- 7 たときは、遺族年金の額を改定する。 遺族年金を受けることができる同順 位の遺族の数に増減を生じ

得た額とする。

8 くて後順位者があるときも、 できる。遺族年金を受けることができる先順位者の死亡により遺 死亡した場合においては、 族年金が支給されないこととなった場合において、 遺族年金を受けることができる先順位者がその請求をしないで 次順位者が遺族年金を請求することが 同様とする。 同順位者がな

9

ら五年を経過したとき(前項後段の規定による請求により支給す 同項第三号の規定による障害年金の支給の決定があった場合には 第十六条第二項第一号の規定による医療費若しくは医療手当又は の死亡の時から二年を経過したとき)は、することができない。 る遺族年金にあっては、遺族年金を受けることができる先順位者 た者の当該予防接種を受けたことによる疾病又は障害について法 その死亡の時から二年、それ以外の場合には、その死亡の時か 遺族年金の支給の請求は、 予防接種を受けたことにより死亡し

(遺族一時金)

- 第二十六条 受けることができる遺族は、 兄弟姉妹とする。 を受けたことにより死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じ くしていた者に限る。 法第十六条第二項第四号の政令で定める遺族 ただし、 配偶者以外の者にあっては、予防接種 配偶者、 子、 父母、 孫、 祖父母及び
- 2 る順序による。 遺族一時金を受けることができる遺族の順位は、 前項に規定す

2

(略

第二十六条

(略)

3 の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。 一時金は、 次の各号に掲げる場合に支給するものとし、 そ

三千二百円 遺族年金を受けることができる遺族がないとき 当該子を含む。以下この項において同じ。)がないとき、又は 遺族年金を受けることができる遺族が遺族年金の支給の請求を ある場合であって当時胎児であった子が出生した場合における 金を受けることができる遺族 予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時遺族年 ないで死亡した場合において、 (当該死亡の当時胎児である子が 他に同順位若しくは後順位の 七百七十八万

(略)

4

5

(略

3 \mathcal{O} 額は、 遺族一時金は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、 それぞれ当該各号に定める額とする。

そ

遺族年金を受けることができる遺族がないとき 七百五十四万 遺族年金を受けることができる遺族が遺族年金の支給の請求を 当該子を含む。 ある場合であって当時胎児であった子が出生した場合における 金を受けることができる遺族 しないで死亡した場合において、他に同順位若しくは後順位の 予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時遺族年 以下この項において同じ。)がないとき、 (当該死亡の当時胎児である子が 又は

二千円

一 遺族年金を受けていた者が死亡した場合において、 り支給された遺族年金の額の合計額を控除した額 額から当該予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡によ の額の合計額が前号に定める額に満たないとき 受けたことにより死亡した者の死亡により支給された遺族年金 年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該予防接種を 同号に定める 他に遺

金を受けていた者が死亡した時から二年を経過したときは、する ことができない。 第三項第二号の規定による遺族一時金の支給の請求は、 遺族年

三項第一号の規定による遺族一時金の支給の請求について準用す 第二十四条第六項及び第九項の規定は、 遺族一時金の額及び第

5

4

 \bigcirc 四年政令第三百七十七号)(抄)(附則第三条関係) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和

(傍線部分は改正部分)

び第十一条の規定は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定一日から施行する。 (削る)	この政令は、公布の日から施行する。ただし、第五条、第九条及(削る) 附 則	改正案
九条及び第十一条の規定は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から、第二条、第八条及び第十条の規定は令和五年四月一日から施行する。第二条の規定は、六十五歳未満の者(心臓、肝臓、腎臓又は呼吸第一項の規定は、六十五歳未満の者(心臓、肝臓、腎臓又は呼吸器に慢性の機能の障害を有する者その他の厚生労働省令で定める者を除く。)に対しては、適用しない。 (新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の制度及び第九条第二項の規定は、六十五歳未満の者(心臓、肝臓、腎臓又は呼吸器に長いう。)第八条第一項及び第九条第八項の規定は、六十五歳未満の者(心臓、肝臓、腎臓又は呼吸器に大力では、適用しない。 (新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う場合における・方防接種法施行令の規定の読替え)を対しては、適用しない。	第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第五条、第(施行期日) 附 則	現

(削る)

第三条 ては、 定を適用する場合における第三条による改正後の予防接種法施行 はB類疾病に係る臨時の予防接種」とあるのは 有することが新たに報告されたものに限る。 中華人民共和国から世界保健機関に対して、 がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、 又はB類疾病」とあるのは「新型コロナウイルス感染症(病原体 使用するワクチン」と、新予防接種法施行令第八条中「A類疾病 で及び第十八条の見出し中「A類疾病に係る定期の予防接種等又 以下同じ。)」と、新予防接種法施行令第十条から第十六条ま (以下「新予防接種法施行令」という。) 新予防接種法施行令第五条中「場所」とあるのは 改正法附則第十四条第一 項の規定により新予防接種法の規)であるものに限る 人に伝染する能力を の規定の適用につい 「新型コロナウイ 「場所

ルス感染症に係る臨時の予防接種」とする。